

平成21年度第2回武蔵野市都市計画審議会議事録

日時 平成21年8月25日（火曜日）午後2時から

場所 武蔵野クリーンセンター 見学者ホール

出席委員 稲垣委員、久坂委員、田中委員、松下委員、矢島委員、きくち委員、砂川委員、落合委員、深田委員、井口委員、安井委員、平川委員、井上委員

欠席委員 水庭委員、後藤委員、やすえ委員

出席幹事 檜山都市整備部長、恩田まちづくり推進課長

傍聴者 0人

質疑応答者	質疑応答
会長	<p>本日は、傍聴人の方もいらっしゃいませんので、直ちに案件に入りたいと思います。</p> <p>日程1、議案第1号、武蔵野都市計画地区計画及び議案第2号、西調布境橋線沿線地区 地区計画に伴う用途地域の変更について、この2つについて一括で説明をしていただき、質疑応答をその後に行うということで進めたいと思います。</p> <p>幹事から説明をお願いします。</p>
恩田幹事	<p>それでは、議案第1号及び第2号について御説明申し上げます。</p> <p>まず、事前に配付してございます資料の確認をいたしたいと思います。</p> <p>議案第1号といたしまして、表紙の次の1ページから2ページまでが地区計画の案となっている市案。それから3ページが位置図、4、5ページに計画図1、2でございます。7ページが参考資料1といたしまして、説明会の概要を入れてございます。8ページが参考資料2でございますが、地区計画の概要となっております。</p> <p>この概要の中で訂正がございます。「広告」は「公告」となりますので訂正させていただきます。申しわけございませんでした。</p> <p>議案第2号でございますが、表紙がございまして、次の1ページに高度地区及び防火地域の変更についてというのがございます。2ページに参考資料1として、用途地域等</p>

の変更の概要となっております。

こちらも、先ほど同様、「広告」を「公告」に直していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号及び2号の説明に入らせていただきます。

本案件は、7月1日の第1回都市計画審議会に、市の原案として諮問させていただいた案件でございます。

スクリーンを御覧ください。都市計画審議会が7月1日に行われて以降の経過でございますけれども、7月24日から原案の縦覧及び公告を行いました。これを3週間、8月14日まで行いました。その間、意見についてはございませんでした。

8月5日に、関係権利者及び周辺住民の方々に説明会を行ったところですが、そちらにつきましては、後ほど御説明させていただきたいと思えます。

これらの経過を踏まえまして、本日、市案を諮問するわけでございますけれども、御意見がなかったということも踏まえまして、市原案は一切変更せずに市案とさせていただいております。

原案については、前回、資料を使って御説明いたしましたので、本日はパワーポイントを使って、簡単に概略を御説明させていただきたいと思えます。

それでは、都市計画審議会議案第1号、議案第2号でございます。

本計画は、武蔵境駅がこちらにございますけれども、こちらの西側に都市計画道路3・4・24号線（天文台通り）が、都市計画道路として東京都の施行で事業が進められております。現在の用地買収率は76パーセントということで、ほぼこの区域に関しましては、用地買収が済んでいる状況でございます。

本案件は、こちらの都市計画道路計画線に沿った20メートルのエリアの範囲の中で区域を決定しまして、2.3ヘクタールの中で地区計画を行い、併せて用途地域の変更も行うというものでございます。

こちらは、その地区計画及び用途地域の変更を行う理由でございますが、まず、中高層を中心とする沿道用途地域

にしていくという都市マスタープランの土地利用方針があるということ。そして、地元の方々より地区計画の提案をいただいているということ。そこで、都市計画道路が順調に進捗しているという状況の中で、本市としましては、都市計画道路の整備に伴い、土地の有効利用の誘導と良好な中高層住宅地としての沿道環境の育成を図る——こちらを理由に、地区計画及び用途地域等の変更を行うというところでございます。

続きまして、地区計画市案の概要でございます。

まず、地区計画市案の全体の簡単な内容でございますけれども、構成といたしましては、地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針として、土地利用の方針、建築物等の整備の方針。それから、地区整備計画としまして、地区の区分及び建物等に関する事項としまして、高さ制限、壁面の位置の制限、それから建物等形態又は色彩その他匠の制限、垣、さくの制限を計画の内容としていただいております。

まず、地区計画の目標ですが、都市計画道路の整備にあわせて、生活に密着した幹線道路沿線にふさわしい土地の有効利用の誘導と良好な中高層住宅地としての沿道環境の育成を図ることを目標とする——こちらを目標としているところでございます。

続きまして、地区計画の区域と各区分の土地利用の方針でございます。

地区計画のエリアはこちらになってございますが、都市計画道路の計画線から20メートルの範囲をエリアとしまして、既存の北側の道路の中心、南側道路の中心を区域のエリアとしてございます。

その中で、沿道の用途地域は既に近隣商業になっているエリアがございますが、こちらに含まれる区域の地区計画区域内におきましては、近隣商業地区、その他こちらのエリアにつきましては中層住居地区という形で考えてございます。中層住居地区といたしましては、適正な土地利用の誘導を行うため、住宅に加えて、地域生活の利便性を高める店舗等の商業施設や業務施設などの立地を図るとともに、隣接する低層住宅地の良好な環境と調和する沿道土地

利用の形成をするという形でございます。

こちらの近隣商業地区といたしましては、隣接する住宅地の良好な住環境と調和した沿線型の商業地としての土地利用を維持するというものでございます。

続きまして、建築物等に関する事項として、高さの制限でございます。

本地区計画におきましては、後背地に低層住居地域を抱えていますので、この地区計画の中層住居地区のエリアにおきましては、16メートルの高さ制限をかけてございます。

続きまして、壁面の位置の制限でございます。壁面の位置の制限につきましては、都市計画線から50センチの壁面後退を指定してございます。

続きまして、建築物に関する事項としまして、建築物等の形態又は色彩その他の意匠制限というものでございますが、建築物の外壁、若しくはこれに代わる柱又は工作物の色彩は派手なものを避け、落ちつきのある色調とする。看板、広告板等の屋外広告物は、沿線の環境と調和するよう、大きさ及び設置場所に配慮する。防火水槽等の屋外設置物及び工作物は周囲の景観に配慮ということで、周辺環境の保全ということを目標に、この3点の色彩、形態についての意匠制限で計画してございます。

続きまして、垣又はさくの構造制限でございます。道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣又はフェンスに沿って緑化したものとするということで、武蔵野市はもともと接道緑化を推進しているところでございますので、この地区におきましても、その理念を継承しまして、原則はこういった形で接道緑化をするというところでございます。

続きまして、用途地域等の市案の概要でございます。

用途地域等は前回も御説明しましたが、東京都決定事項でございます。それに伴いまして、高度地区及び準防火地域、防火地域の指定が市決定事項としてございますので、用途地域等につきましては、東京都にもう既に原案を送ってあるところでございます。

都市マスタープランにおきましては、本計画エリアにつ

きましては、沿道市街地として土地利用の方針を提示しているところがございます。幹線道路沿道の3階から5階建てなどの中層の商業・業務ビル、低層階が店舗や事務所で上層階が住宅の複合マンション、中層の集合住宅などが立地する地区という形で、土地利用方針の中でうたわれてございます。

あわせて、業務施設と質の高い都市型住居が調和した地区に誘導していくとともに、良質な建築物の建設により、延焼遮断機能などの都市防災の機能も併せ持つなど、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図っていく地区という形で、こちらを沿道市街地として、マスタープランでの土地利用の方針がうたわれているところがございます。

それに基づきまして地区計画では、沿道の用途地域につきましては、こちらの赤く囲まれたエリアを用途変更したいと考えてございます。従前、この緑の部分につきましては、第一種低層住居専用地域でございまして、こちらが建ぺい率40パーセント、容積率が80パーセントのエリアでございました。こちらを第一種中高層住居専用地域に変更するものでございます。

それから、青い部分につきましては同じく第一種低層住居専用地域でありましたが、こちらにつきましては、建ぺい率50パーセント、容積率100パーセントのエリアでございまして、防火指定も既に準防火指定がされているエリアでございましたが、こちらにつきましても、用途地域を第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に変更するというところがございます。

こちらが、高度地区及び防火地域の変更についての市案の諮問の提案の事項でございます。

先ほど申しました建ぺい率40パーセント、容積率80パーセントエリアのところにつきましては、従前、防火指定がございませんでした。こちらにつきましては第一種中高層住居専用地域ということで、指定基準に則りまして準防火指定をするところがございます。

高度地区につきましては、もともとこちらは第一種高度地区、後で図を示しますが、こちらを第二種高度地区に変更するというものでございます。

こちらの建ぺい率50パーセント、容積率100パーセントであった第一種低層住居専用地域のエリアにつきましては、もともと準防火指定がなされていますので、防火指定については変更はございません。高度地区が第一種から第二種に変更するということをございます。

こちらが高度地区の変更の内容でございます。

東京都内では、高度地区につきましては、絶対高さ、こういう形で斜線制限という形態でございますが、本市の場合は、現在のところ、図のような形での斜線制限を使っているところでございます。従前、第一種低層住居専用地域、建ぺい率40パーセント、容積率80パーセントであったところにつきましては第一種高度地区ということで、真北方向、北側斜線になりますが、真北に向かって5メートル立ち上がって0.6の斜線。ですから、建物はこのエリアの中で建てなければいけないというようなところを、第一種中高層住居専用地域になった関係から、第二種に高度地区を変更しまして、若干建物を上に伸ばせるような制限に変えていくというところで、斜線の変更はちょっと複雑になりますが、5メートル立ち上がって1.25の斜線、それから0.6の斜線という形で、比べるとこれだけ違うような形での変更を予定しているところでございます。

先ほどこれまでの経過ということで、本日、都市計画審議会まで御説明しましたが、今後の予定でございますけれども、今回市案を諮問しましたので、続きまして、市案の縦覧及び意見募集を行いまして、11月中旬ごろに都市計画審議会に諮問し、採決を頂きたいと思っております。

用途地域につきましては東京都の日程に合わせる形になりますが、東京都の都市計画審議会が12月に予定されておりました、最終的に都市計画決定として公告されるのは、地区計画も、用途地域も来年1月の予定で考えております。

それで、資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。参考資料として、説明会の概要というものがございます。

こちらは、8月5日に、関係権利者及び周辺地域住民の方々に説明会を行った概要でございます。当日は35名の方

が出席いただいている中で行いまして、その中で、4名の方から御意見、御質問がありました。

内容的にはこちらに書かれているところでございますが、1点が、自宅が地区計画の範囲にあるのかどうか確認したいということで、手元の詳細な500分の1の計画図で、確認したというところでございます。

それから2点目が、用途地域の変更は地区計画が必要なのかという御質問がございまして、これは前回の都市計画審議会でも御説明しましたが、今、用途地域を変更するには、地区計画が前提になっているというところを御説明いたしました。

3番目、以前より第一種中高層住居専用地域で、用途の変更がないにもかかわらず、なぜ高さの制限をするのかという御質問でございます。こちらにつきましては、当日、資料にあるとおり回答をさせていただきましたが、私どもは、やはり地区計画を利用して沿道の住環境保全を積極的にしていくべきだということも考えておりますので、先ほど示した一中高のエリアであっても、高さ制限は沿道の環境保全、景観の意味からいって、両側同じ制限をかけるべきであるという形で考えているところでございます。

それから、最後の地域住民による協議会が3分の2以上の同意を得たうえで提案したとあるが、一部の地権者は今回の件は全く知らないというところでございますが、こちらは協議会の代表の方に確認しました。協議会のほうで説明会等を2回行っているんですが、お知らせについては、地区内全戸に配布したと聴いております。

ただ、同意に関しましては、やはり地権者の3分の2を得られたという段階から、それ以上、同意をもらう手続きをしなかったということがございました。

それからもう一点でございまして、前回、委員のほうから、建ぺい、容積率が上がると、固定資産税は上がるのかという御質問がございまして、私のほうで、一般論として土地評価額が上がるので、土地の固定資産税も上がるというようなお答えをさせていただいたんですが、その後、固定資産税担当課に聴きましたところ、必ずしも一概にそうとは言えないというような回答でございました。と申しま

	<p>すのは、土地評価額は路線価格を基準に土地の形状等の要素を加味して評価されるわけでございますけれども、路線価格におきましては、路線価格は鑑定によって決まります。その鑑定においてはさまざまな要素が加味されますので、建ぺい、容積率が上がることのみによって、その価格が上がるとは一概言えないというところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま幹事から説明がございましたけれども、これに関して御意見、御質問をいただきたいと思えます。</p>
<p>A 委員</p>	<p>準防火地域に指定されると、今まで何件か建っている戸建ての場合には、不適格になってしまうのではないかとということと、あと、戸建てが新しく何戸か建っているんですけども、もう少し早く計画ができないものなのかなというのを疑問に感じたんですけれども。</p>
<p>恩田 幹事</p>	<p>既存不適格の建物については、建替え時には準防火でお願いする形になりますが、今現在あるものについてはそのままの状態でも構わない、これが法律の対応になります。</p> <p>2点目のタイミングですが、確かに早くに地区計画が出来ていれば、道路の整備状況とあわせた形で、もう少し円滑にその事業を進行できるというような要素がございますが、本市としましても、もともとマスタープランで沿道の用途地域の変更というものがあつたわけでございますけれども、現在、用途地域の変更には、地区計画の策定が必要でして、なかなか地元で地区計画策定についての機運というのが高まってこなかったというところがございます。道路整備の説明を東京都が説明する際には、その手続について説明をし、一部の方から地区計画策定についての動きはあつたんですけれども、なかなかまとまった動きとして市に届いてこなかったというところがありまして、今回、地区計画の提案制度というのを条例でも定めたところがございますけれども、それを使う形で、皆さんが協力してその機運を高めてきたという経緯がございました。</p> <p>もう一点が、道路整備の状況の進捗率が70パーセントを超えて、東京都としても、そういう状況であれば用途地域の変更をするという条件の提示もございましたので、今回76パーセントということで、タイミング的には今のタイミ</p>

A 委員	<p>ングになっているというところでございます。</p> <p>それですと、今回は仕方がないですが、これから先もこういうことがありますよね。そのときに、例えば地元から動きが出ないでも、市のほうから働きかけて、足並みをそろえようと思う気持ちを強く持ったときには、働きかけて地元の人たちに先にやってもらうような働きかけをするということは違法ですか。</p>
恩田 幹事	<p>全く違法ではないと思います。ただ、市が動くとなりますと、やはりそれなりの理由をしっかりと持って当然入っていくわけでございますので、地元の動きが先行するような形があって、それに市が協力していくというのがベターではないのかなというふうに思います。</p>
会長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
B 委員	<p>先ほどの説明会での意見の中の主な質疑について、確認も含めてお聴きしておきたいと思うんですけども、地区計画について知らなかった方がいたというところで、市として今後どういう形で協議会に対し対応していくのか。要するに、地権者の方々が、そういう話は聴いているんだけども中身を知らなかったのか、中身は知っていたけれども、別にどうでもいいやという形だったのか、さまざまあると思うんですけども、市としては、今後、そういう方々に対してどのような方法をとるよう協議会に指導していくのか。その辺だけ確認したいと思います。</p>
恩田 幹事	<p>この質問をされた方は、実は権利は持っているけれども、武蔵野市外に住んでおられるということでございます。私どもは関係権利者ということで、その権利者の住所がつかめれば、そちらに通知をしたので今回参加されたという方でございます。</p>
	<p>今後でございますけれども、まちづくり条例で、この提案を受けるにおいて、採択の条件というのを決めてございます。やはり協議会の説明責任というのを問うているところもでございますので、その部分に関係して、やはりどこまで説明をして、どこまでの同意を得たのかという確認は、今後していかなければいけないなというふうに思っております。また、そのようにしていきます。</p>
会長	<p>この提案制度というのは、新しい制度なものですから、</p>

	<p>まだほかの市町村でも運用が進んでいない部分があるので、今回も若干、委員の御質問にあったように、市としても運用が十分でなかった部分があるかもしれないと、そういうところですね。今、お答えのようなことで、今後改めていかれるというのは大変結構なことじゃないかというふうに思います。</p>
C 委員	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>この用途地域の変更によって容積率等が上がるということで、例えば商業者であるとかで、地権者で市外に住んでいる方は、おおむね賛成といった方も多いかと思います。逆に近隣で、今度容積率が高くなって日陰になりやすいとかで、反対されている方々の意見というのは出てきているのでしょうか。その辺、おおむね地権者は賛成だけでも近隣は反対しているよとか、その辺の状況を大ざっぱに教えてください。</p>
恩田幹事	<p>説明会におきましては、関係権利者だけではなく、周辺、一種低層住居専用地域エリアの方々にも通知をしまして集まっていただいております。その際に、特にこちらに示しましたとおり、御意見はございませんでした。ただ、単独で電話連絡等によって、この計画によって、その周りのエリアはどういう状況になるのかというようなお話が二、三ありました。</p> <p>その際にお話ししたのは、沿道の用途地域の土地利用を活性化させるという主目的はあるけれども、用途地域だけの変更ですと高さ制限というのはかからないので、今回はその辺を地区計画で加味して制限をかけるので、西側においても、地区計画がなければ、日影規制だけになります。しかし16メートル幅の道路に面しているので、5階建て、16メートルくらいの建物は認めるとしても、16メートルの高さ制限は必要であろうと。こちらとしては、そういう土地利用の方向性を示していきたいというお話をして、渋々ですけれども、しょうがないのかなというような状況ではございました。</p>
会長 D 委員	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>現場へ行って見てまいりました。今、いろいろ高さ制限だ、垣根だ、色だ、環境だ、これは大事でしょうけれど</p>

<p>恩田幹事</p>	<p>も、まだ現場を見ると、三、四軒、セットバックをしていないお宅がございまして、分譲住宅を購入したうちが1軒あるそうなのですが、そういう未買収地をまず詰めていかなきゃいけないと思います。高さ制限だの何だというのは二の次じゃないかと思うんだけど、いかがでしょうか。</p> <p>道路の進捗状況は、今おっしゃられたとおり、まだ未買収地が残ってございます。これは早急に東京都のほうを買収し、連続立体交差事業の供用とともに、道路を完成していくという方向で進められていくわけですけれども、先ほど委員からタイミングの話がございましたが、高さ制限をかけるという意味は、将来的な話にはなるんですけれども、すぐに対応はやはりできなくて、10年、20年たった状況の中で町並みがそろっていければというようなことだと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかはいかがでしょう。よろしいですか。</p> <p>ほかに御意見がないようでしたら、以上で質疑を終了させていただきますまして、今日、御説明のあったものが市案ということで審議会としても了解をして、今後、また市のほうでいろいろな手順を進めていただければというふうに思います。</p>
<p>恩田幹事</p>	<p>それでは次に、日程2、報告事項、地上部街路（外環の2）の話合いについてを御報告いただきたいと思います。</p> <p>それでは、外環の2の話し合いの会について御報告させていただきます。</p> <p>本日、報告事項資料として1枚配付させていただいております。よろしいでしょうか。</p> <p>まず話し合いの会に至るまでの経過につきまして口頭で報告させていただき、その後、この資料によりまして、話し合いの会について御説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、経過について、説明させていただきます。</p> <p>外環本線の都市計画変更で、本線は高架式から地下式へ変更されたわけでございますけれども、平成19年4月に都市計画決定されました。しかし、都市計画案に対する市長意見を求められた際、市は武蔵野市都市計画審議会の附帯</p>

意見等も踏まえ、平成19年1月10日付けで意見書を提出いたしました。

その意見では、事業者である東京都は、外環の2について、廃止することも含め、計画の方向性、検討のプロセスを早急に明らかにされたい。中略します。なお、外環の本線の事業着手については、外環の2の計画の方向性が明確なものとなってから行うべきであり、現時点で着手は容認するものではないという形で、意見書を当時提出いたしました。

外環本線につきましては、外環本線の都市計画変更がなされたことにより、実質的には2つの都市計画が切り離された形となりましたが、地下化される本線と地上部の外環の2は相互に密接に関連する都市計画道路であることから、外環本線の事業着手に際しては、市は外環の2についての必要性の有無からの検討の場が、実質的に確保されていることが不可欠であることを、強く東京都、国に主張してきました。

そこで、東京都は、外環の2の話し合いの場設置について、武蔵野市においては、練馬、杉並、三鷹の3区市よりも先行する形で、国も交えて調整を進めてまいりました。

このような経過の中、本年4月27日には国幹会議が開催され、外環本線は整備計画路線に位置づけられ、実質的には事業化されましたが、その時点で、外環の2の話し合いの場が確保され、その地上部街路に関する話し合いの会の第1回が8月19日に開催されました。

資料を御覧ください。

話し合いの会を実施するにあたりましては、基本的な考え方は、地上部街路について、必要性の有無や在り方について広く意見を聴きながら検討を進め、都としての方針をまとめていく。それにあたっては、区市ごとに地域住民と話し合う場を設置するというものでございます。

会の構成は20人で、その内訳は掲載のとおりでございます。

経緯につきましては、6月15日から同月30日までの間に公募委員の募集を行いまして、30名の応募がございました。7月8日に抽選を行い、5地域各2名の10名の方を決

	<p>定いたしました。</p> <p>8月19日の第1回目の会議は、全員出席のもと、運営に関して、傍聴に関して、議事録に関して、委員会の構成について等、意見及び質疑が集中し、予定しておりました地上部街路の概要、経緯等については説明に至らなかった状況でございます。次回については、できるだけ早く開催するよう意見を受けまして、現在、東京都のほうで日程を調整している状況でございます。</p> <p>簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。</p> <p>ただいまの報告について、御意見、御質問等を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>私から先に確認しますが、先ほど応募総数30名ということをおっしゃられた後に、地区別に、という部分をもう一度繰り返していただけますか。</p>
会長	<p>30名応募があったわけでございますけれども、30名の中から10名を抽選するという形ではなくて、地域を5地域に分けて、1地域2名ずつの公募市民を選ぶという形で考えておりました。それで、1地域2名ずつ抽選していったということございまして、倍率がその地域によっては多少違う状況でございます。</p>
恩田幹事	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
会長	<p>昨日の外環特別委員会と重複する部分もあるかもしれませんが、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>この話し合いの会につきましては、私も一応、東部地区に住む一人の市民でもございますので、傍聴させていただきました。大変激しいやりとりがありました。</p> <p>その中で、今、会長のほうからも御指摘がありましたように、人数が果たしてこれで妥当だったのかどうかというような議論もあったと思っておりますので、昨日の外環特別委員会での質問のことも踏まえて、市民のほうからどういったことが具体的に議論になったのかをもう一度御報告をお願い申し上げます。</p>
F委員	<p>構成メンバー等に関する質問、意見といたしましては、1点が、まず人数の関係でございます。20名で市民の意見</p>
恩田幹事	

を聞いたと言えるのかというようところがございました。

それからもう一点が、公募委員が、私は地域の代表としての意見は言えないと。ですので、地域の代表でないんだから、この人数ではちょっと厳しいのではないかというような御意見でございました。

それからもう一点が、行政側の人数構成が言われました。東京都、国、市が各2名ずつ、計6名が話し合いの会の構成員として出ると。現実的には、市民意見というものではない中で、行政機関がその割合を占めるのはいかがなものかといったようなご意見でございます。私の記憶の中では、構成員に関する質問、意見については、おおむねそういったような中身だったというように記憶してございます。

その他、傍聴に関しての動議がございました。これは、もともと運営側のほうで考えておりましたのは、武蔵野市民に限り傍聴を許可するというものでございましたが、それはちょっと了見が狭過ぎるということで、他区市の方も傍聴できる形がよろしいでしょうということで、これは動議が可決されまして、運営要領の変更がございました。武蔵野市民を優先、ただし会場に余裕等がある場合は、他区市の傍聴も許すというような内容に変更になってございます。

あと議事録でございます。議事録につきましては、事務局のほうは要録を考えてございました。これについても、全文起こしを基本に運営しようということでございます。当然、議事録の公開もいと。委員名につきましても、名前を載せても構わないというようなことでの意見が集中してございます。

あと、司会進行について東京都の事務局が司会進行を決めるというような要綱になっておるわけでございます、それに沿って、こちらに御出席の井上専門委員が、中立な立場ということで進行を東京都から依頼されてございます。それにつきましても決め方が不透明であるということと、第三者という意味においては、もう少し行政に近くないところでの人を選ぶべきではないかと。

F 委員	<p>あと、選び方も先行して選ぶのではなくて、こういった会の中で選んでもいいのではないかとということでございます。</p> <p>あわせて、構成員の役割の中で、都の事務局と構成員のメンバーである職員の説明が、どっちがどっちだかわからないと。要するに、事務局で説明していながら、構成員のほうはその資料について説明したりとかということで、役割分担が明確ではないといったようなお話も出てございます。</p> <p>やはりこの話し合いの会を持っていただくにあたって、前回行われました地域 P I 検討会のことと比較しての御意見が幾つかあったかと思えます。でも、会を進めるに当たって、やはり準備会的な話し合いの会が必要だったのではないかとというような御指摘があったように思います。</p> <p>やはり今お話がありましたように、委員でありながら事務局の説明をするというこの御発言のお立場が明確にならないところが、参加される市民の方からの強い疑問であったというふうに傍聴していて感じたんですが、その辺のところを、どのように市としては東京都また国とお話をされていく御予定であるのかが 1 点。</p> <p>それから、最後のほうに、この会の目的は何なのかということのお尋ねが随分続いたように思います。この会は何を目的とするのかというのを、今後どのように市民の方にご説明されるのかというのをもう一つお尋ねします。</p> <p>それから 3 つ目は、この会が向こう 1 年間を大体期限として行われるということの中で、何回ぐらい行われるのかということのお尋ねがあったというふうに感じておりますが、その辺のところでも御説明お願い申し上げます。</p>
恩田幹事	<p>役割分担については、まだ東京都と協議していないのですが、基本的には都が主催している会でありますので、どのように認識して、どういう形で定義をするかということは確認していきたいと思えます。</p> <p>目的につきましても、主催者である東京都がどういうふうにとらえるかという話でございますが、基本的には先ほどの報告資料の中の基本的な考え方にありましたが、最終的には東京都が方針を出すわけでございますが、それに先</p>

	<p>立って皆さんの意見を聞く。それは必要性の有無からの検討であるというところでございます。</p> <p>それから、期限につきましては1年ということで、公募するに当たりましては、やはりおおむねの期間を示して応募したわけでございますけれども、議論の推移によっては、当然延長等もあるのではないかというふうに思われます。</p> <p>回数についてはお示ししているのは、年度末までに3回ですが、要請の中では、2カ月に一遍、乃至はもう少し短期でというような御意見もございましたので、その辺は今後、東京都と調整をしていく必要があるというふうに思います。</p>
F 委員	<p>貴重な第1回目が、あれだけ議事に入る前のところでストップしましたので、一回一回充実した議論ができるように、調整をぜひお願いしたいと思っています。</p>
恩田幹事 会長	<p>最後に確認ですが、今回、公募をかけた結果、町目ごとに何名の方が応募なさっていて、特に計画線上の町目のところは何名か質問させてください。</p>
G 委員 会長	<p>今、数字を確認いたします。</p> <p>数字を確認している間に、私から1つ質問をしたい。</p> <p>G委員は、この構成の中の武蔵野市2名の中に入っているらっしゃるということですか。</p>
G 委員 会長 檜山幹事	<p>入っていません。</p> <p>入っていない。</p>
会長	<p>私が言っているのかわかりませんが、こちらの井上委員は、元技監ということで、現在は市の職員を退職されていますので、市の職員として、長年この外環問題に担当として取り組んでこられたという実績を踏まえて、一個人としての立場で、東京都から司会の役割を要請されたということでございます。</p>
A 委員 会長	<p>わかりました。</p> <p>P I の説明をお願いいたします。</p>
	<p>P I といいますのは、P u b l i c I n v o l v e m e n t という言葉の略でありますけれども、いろいろな公共的なものに関する計画を立てる場合に、出来上がった案を2週間公告・縦覧し、そこで意見聴いたあとは、都市計</p>

<p>G 委員</p>	<p>画審議会に諮り決めますという、法律上決まった手続がありますが、そういう手続に乗る前に、もっと前段で幅広くいろいろな意見を募集して、そういう意見を吸収しながら計画案をつくり上げていくと。言ってみると、計画の案の策定段階から住民の意見を多く聴くというふうなことで、もともとアメリカあたりで始まったやり方ですが、日本では、外環の計画の変更について、初めて取り入れられたものなんですね。だから非常に新しいことです。</p> <p>既に外環の場合は、Public Involvementという手続が大分長いこと行われた結果、外環が本来高架であった部分が地下に変更するということが結果としてなったんですね。</p> <p>どなたか追加の御説明がある方がいらっしゃれば、どうぞ。</p> <p>今、会長が言われたように、外環につきましては30年間事業が凍結していたという経過がありまして、国土交通大臣や石原都知事が現地を見て、最終的には必要性から議論しようということの中で、P I 外環沿線協議会を平成14年6月に開催をして、議論してきたわけですね。P I 外環沿線協議会については2年間やりまして、そのときには、交通量だとか現況の環境等についても、いろいろな形の中でなかなか資料が提出されてこなかったという経緯がございまして、その後、沿線単位で、検討を進めてきたわけですが、最終的には法的な手続の環境アセスメント、そして都市計画変更、説明会を経て、19年4月に現在の都市計画変更という経過でございまして。</p> <p>その後、今度は、「対応の方針」を出す中での地域P I 検討会、これは世田谷区が一番先だったんですが、それをずっと各地区で重ねてきまして、最終的に平成20年4月に国と東京都が「対応の方針」を示しました。</p> <p>本市については地域P I 検討会を3回やりまして、普通のところは2回ぐらいしかやっていなかったんですけども、最終的には市民の皆様の要望を含めた中で、市のほうとしても国、東京都に要望しまして、3回目を開いていただいて、その後、対応の方針の中では今言われたような形で、そこについては必要性の議論をする場を早急に設ける</p>
-------------	---

	<p>という形が示されましたので、今回、東京都のほうが新たに話し合いの会を設けると。ただ、これは4区市に該当してきますが、その中でも、三鷹、杉並、練馬については、話し合いの場を立ち上げたというのは現段階では聴いてございません。</p> <p>ですから、今回、たまたまこの話し合いの会の司会を受けたわけでございますけれども、本市の地域P I検討会の状況等を踏まえると、なかなか司会者を選ぶのが東京都としても非常に困難だったという経緯を聴いていますし、その点では、今まで行政にかかわってきまして、市民の皆さんとも、外環だけではなくて、ほかのまちづくり等についてもいろいろ話し合いをしてきたということがありましたので、しょうがないのかなという形で受けさせていただきました。</p> <p>ただ、第三者で中立公正といいましても非常に難しく、第1回目は私としては、どうしても市民寄りにならざるを得ないのかなという形もありますけれども、昨日の外環特別委員会の中では、そういう質問もありました。</p> <p>1回目はP Iのときもそうだったんですが、やはり運営の方法、要領だとか構成等については御意見もありましたので、スムーズに行くには、市としてもなるべく早く必要性の議論をしたいんだという形でこれからお願いしていきますけれども、それについての資料のデータの公表についても、東京都に求めていきたいというような考え方です。</p>
<p>会長 恩田幹事</p>	<p>先ほどの質問について。</p> <p>先ほどの深田委員からの御質問で、応募の内訳の状況と、計画線内にその中で何名いるかというお話でございますが、5地域の中で、公募者数が、南町三丁目エリアの方が8名、南町四丁目エリアの方が5名、南町五丁目及び東町四丁目エリアですけれども、6名。南町一丁目、二丁目及び本町一丁目エリアですが、2名。東町の一丁目、二丁目及び三丁目の方が9名、合わせて30名でございます。</p> <p>そのうち計画線内の方が何名いるかといいますと、30名中ですと、8名でございます。委員として10名抽選した中では4名いらっしゃいます。</p>
<p>会長</p>	<p>10名中4名。なるほど。</p>

F 委員	やはり計画線上にある権利関係が発生する方と、それから周辺の方とは、やはりご意見やお考えがさまざまだと思います。
	今ここを拝見しますと、またこの話し合いの会とは別に、地域住民の意見を聴く場というのをまたさらに設けるといところで、きちんとまたお話を受けとめていただけたらというふうに理解してよろしいでしょうか。
恩田幹事	私どももそのように考えてございます。もう少し広いエリアでは様々な意見もあると思います。
F 委員	ぜひそうしていただきたいと思います。というのは、30年間、事業が凍結された中で、引っ越したほうがいいのか、それともこのままここにいたほうがいいのかということで、ずっと悩み続けている方がいらっしゃるということ。それから、関係者が御高齢になっていること。相続が発生している方もいるということ。それから、幼稚園があるということ。いろいろな条件がありますし、そばに小学校があります。やはり道路ができることによって、地域が分断されることが、議会のほうでも一番の懸念になっておりますので、ぜひとも状況の精査を積極的に市のほうからも行っていただきたいと思います、というふうに要望したいと思いますが、いかがでしょうか。
恩田幹事	主体は東京都の事業でございますので、市でもできる限りのことはしていきたいというふうに思います。
会長	ほかにいかがでしょうか。
B 委員	直接的にはかかわらないかもしれないんですけども、他の区市の開催予定というか、その辺の状況とかというのは、何か情報があれば教えていただきたいと思います。
恩田幹事	今のところ、具体的な話は聴いてございません。とにかく本市が先行して今立ち上がって、第1回目をやったという状況で、他の市については、戦々恐々見ているような状況でございます。
会長	ほかにいかがでしょうか。
H 委員	東京都の事務局は、どちらでしょうか。
恩田幹事	都市整備局の外かく環状道路担当でございます。
会長	ほかにいかがでしょうか。
	それでは、一通り御意見を伺ったというふうに思ってお

りますが、よろしゅうございましょうか。

次に、日程 3 に進みたいと思います。

事務局より報告

【終了】